



美濃加茂市政記者クラブ同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年2月6日（金）岐阜県発表資料			
所属	担当課	担当者	電話番号
可茂県事務所	環境課	亀山	TEL 0574-25-3111（内線 215） FAX 0574-25-3934

はにゅう 加茂郡富加町羽生地内における土壤汚染について（第2報）

加茂郡富加町羽生地内における土壤汚染については、第1報を令和8年1月5日（月）にお知らせしたところです。このことについて、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、調査対象範囲内にある井戸28本の水質検査を実施したところ、1本から地下水環境基準を超過するテトラクロロエチレンが検出されましたのでお知らせします。

1 周辺井戸水の検査結果

[採水日] 令和8年1月7日（水）から23日（金）

[結果確認日] 令和8年2月6日（金）

[分析機関] 県保健環境研究所

項目	検査 検体数	基準超過 検体数	検査結果 (mg/L)	地下水環境基準 (mg/L)	基準 超過倍率
テトラクロロ エチレン	28	1	0.0005 未満 から 0.013	0.01 以下	1.3 倍
クロロエチレ ン※	28	0	0.0002 未満	0.002 以下	—
1,1-ジクロロ エチレン※	28	0	0.002 未満	0.1 以下	—
1,2-ジクロロ エチレン※	28	0	0.004 未満	0.04 以下	—
トリクロロエ チレン※	28	0	0.001 未満	0.01 以下	—

※テトラクロロエチレンの分解生成物

2 井戸の利用状況調査結果

調査範囲内に、飲用利用されている井戸が3本確認されました。

なお、基準超過が確認された井戸は、飲用利用されていませんでした。

3 今後の対応

- 今回水質検査を実施した井戸の所有者に対して、検査結果をお知らせします。
- 要綱では、新たに基準超過が確認された井戸から半径300mの範囲内にある家庭及び事業場を対象に、地下水の利用状況調査及び水質検査を実施することとしていますが、調査実施済み範囲内であるため、追加の調査は実施しません。
- 土壤汚染が判明した土地を土壤汚染対策法に基づく区域に指定するとともに、土地所有者等に対し、汚染土壤の適正な管理等を行うよう引き続き指導します。